		日号外	ページ
	一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	二六16	一八
三六 三七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	二六16	一八
三八	日本国に帰化を許可する件	二六16	一八
三九	〃	三〇五	一
四〇	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	三一20	二九
四一 四四	――出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	三一20	二九
	一　法務省、厚生労働省		
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第六条及び同条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号トの規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動	九3	一三
	一　公安審査委員会		
	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律所定の無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の請求に関し、公安調査庁長官が行った更新請求に対する同法第二十六条第六項において準用する同法第二十二条第一項の決定の件	三〇19	一
	一　外務省		
	核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のベナン共和国による批准に関する件	四	六
	災害用緊急時移動通信網整備計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件	四	六
三	教員養成大学建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件	五	二
四	ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件	五	二
五	返納を命じた旅券を無効とする件	一七	六
六	国際連合安全保障理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件の一部を改正する件	一八	二
七	国際連合安全保障理事会決議第二千三百九十七号（北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）級弾道ミサイル発射に関する決議）に関する件	一八 特2	一
八	千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約へのボスニア・ヘルツェゴビナの加入に関する件	一九	二
九	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約等のアフガニスタン・イスラム共和国による批准等に関する件	一九	二
一〇	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正のベナン共和国による受諾に関する件	一九	二
一一	タゴン灌漑農業改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一九	二
一二	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件	一九11	一四
一三	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	一九11	一五
一四	水銀に関する水俣条約への締約国の追加に関する件	二二	一
一五	外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件	二三	一